

まん延防止等重点措置指定を踏まえた医療提供体制

一般医療とのバランスも考慮し、感染状況等を踏まえ、①病床及び宿泊療養施設の適切な運用、②症状等に応じた適切な療養の実施、③転院等の促進、④自宅療養者等へのフォローアップを行う。

1 病床及び宿泊療養施設の適切な運用

- (1) 病床 900 床程度(うち重症 110 床程度)、宿泊療養施設 1,200 室程度の体制(感染拡大期 1 並)で運用
- (2) 感染者や病床利用率の動向を注視し、状況に応じて機動的にフェーズを変更することにより、適切な運用を実施

2 症状等に応じた適切な療養の実施

- (1) 中等症(特にⅡ)以上の患者は、入院対応医療機関で療養
- (2) 中等症(概ねⅠ程度)患者は、医療ケアの充実を図った宿泊療養施設での療養も実施
- (3) 軽症・無症状者は、十分な医療観察体制を確保したうえで自宅での療養も実施

3 転院等の促進

- (1) 重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院、入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送を促進
- (2) 県病院協会・県民間病院協会に設置している「転院支援窓口」を活用し、回復者の転院受入を促進

4 自宅療養者等へのフォローアップ

- (1) 自宅待機者・療養者に対して、状態に応じた健康観察を実施
- (2) 多職種連携による往診・訪問看護・調剤を実施するとともに、症状悪化時には、CCC-hyogo を活用して入院へ移行